

# 扶桑町にぎわい創出事業補助金等交付要綱

## 目次

- 第1章 総則（第1条—第3条）
- 第2章 扶桑町にぎわい創出事業補助金（第4条—第14条）
- 第3章 扶桑町にぎわい創出發信事業交付金（第15条—第18条）
- 第4章 雑則（第19条）
- 附則

### 第1章 総則

#### （目的）

**第1条** この要綱は、扶桑町において自主的かつ主体的ににぎわいを創出しようとするものに、予算の範囲内において経費の一部を補助することを目的とする。

#### （適用法規）

**第2条** 扶桑町にぎわい創出事業補助金等の交付及び執行に関しては、扶桑町補助金等の予算執行に関する規則（昭和50年扶桑町規則第7号）に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

#### （定義）

**第3条** この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 創出型 扶桑町内においてにぎわいを創出する事業
- (2) 発信型 ソーシャルネットワーキングサービス（以下「SNS」という。）を活用して扶桑町を町内外へ発信し、SNS上においてもにぎわいを創出する事業
- (3) 創出型a 町の指定する日に実施される創出型と発信型を併せて行う事業で、別に定める公募型のプロポーザル審査（以下「プロポーザル審査」という。）において採択されたもの
- (4) 創出型b 創出型と発信型を併せて行う事業で、プロポーザル審査において採択されたもの
- (5) 創出型c 創出型のみ行う事業で、町が別に定める書類審査において採択されたもの

### 第2章 扶桑町にぎわい創出事業補助金

#### （補助対象事業区分及び補助金額）

**第4条** 扶桑町にぎわい創出事業補助金（以下「補助金」という。）の対象となる事業の区分及び補助金額は、別表第1に掲げるとおりとする。

#### （補助対象者）

**第5条** 補助金の交付を受けることができる者は、次に掲げる各号のいずれかに該当するものとする。

- (1) 扶桑町住民活動及び協働の推進に関する条例（平成18年扶桑町条例第33号）第10条の規定により登録している団体
- (2) その他町長が認めるもの

2 前項の規定にかかわらず、扶桑町暴力団排除条例（平成24年扶桑町条例第3号）第2条に規定する暴力団、暴力団員又は暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者は補助対象者としなない。

#### （補助対象経費）

**第6条** 補助対象経費は、別表第2のとおりとする。なお、交付決定日以前に支出した経費に

については、補助対象外とする。

- 2 前項に規定する額に百円未満の端数が生じた場合は、その端数は切り捨てるものとする。  
(交付申請)

**第7条** 補助金の交付を受けようとする者は、扶桑町にぎわい創出事業補助金交付申請書（様式第1）に次に掲げる書類を添付して、町長に提出しなければならない。

- (1) 事業実施計画書（様式第2）
- (2) 収支予算書（様式第3）
- (3) 会場見取図等
- (4) 団体等構成員名簿（様式第4）
- (5) その他町長が必要と認める書類

(交付決定及び補助金前払請求)

**第8条** 町長は、前条の規定による交付申請を適当と認めるときは、扶桑町にぎわい創出事業補助金交付決定通知書（様式第5）により、適当と認めなかったときは、扶桑町にぎわい創出事業補助金不交付決定通知書（様式第6）により、当該補助金を申請した者に対し通知するものとする。なお、交付決定を受けた者は、扶桑町にぎわい創出事業補助金前払請求書（様式第7）により、町長に交付決定額の10分の2以内の額を前払請求することができる。  
(着手届)

**第9条** 前条の規定により交付決定を受けた者（以下「補助事業者」という。）は、交付決定の通知を受けた日の翌日から起算して30日以内又は事業実施日のいずれか早い日までに、扶桑町にぎわい創出事業補助金事業着手届（様式第8）を町長に提出しなければならない。

- 2 前項の場合において、当該期間内に提出がなかったときは、当該交付の申請を取り下げたものとみなす。

(計画変更)

**第10条** 補助事業者は、補助金交付申請書の内容を変更又は中止しようとするときは、扶桑町にぎわい創出事業補助金計画変更・中止承認申請書（様式第9）を町長に提出しなければならない。ただし、交付決定を受けた補助金の額に変更がない場合で、交付目的に反しない軽微な変更をするときは、この限りでない。

- 2 町長は、前項本文の決定をしたときは、扶桑町にぎわい創出事業補助金計画変更・中止承認通知書（様式第10）により当該補助事業者に通知するものとする。この場合において、変更による補助金の交付決定額は増額しない。

(実績報告)

**第11条** 補助事業者は、補助事業が終了したときは、補助事業が完了した日若しくは町長が別に定める日の翌日から起算して30日以内又は当該年度の3月10日（創出型cは3月31日）のいずれか早い日までに、扶桑町にぎわい創出事業補助金実績報告書（様式第11）に次に掲げる書類を添付して、町長に提出しなければならない。

- (1) 事業実施報告書（様式第12）
- (2) 収支決算書（様式第13）
- (3) 会場見取図
- (4) 事業当日の写真
- (5) その他町長が必要と認める書類

(補助金の確定及び請求)

**第12条** 町長は、前条の規定による実績報告を適当と認めるときは、補助金の額を確定し、

扶桑町にぎわい創出事業補助金交付確定通知書（様式第14）により当該補助事業者に通知しなければならない。また、確定通知を受けた者は、扶桑町にぎわい創出事業補助金請求書（様式第15）により、町長に補助金の交付請求をするものとする。なお、交付額は交付確定額から前払分を差し引いた額とする。

（交付決定の取消し）

**第13条** 町長は、補助対象者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、補助金の交付決定の全部又は一部を取り消すものとする。

- (1) 偽りその他不正の手段により補助金の交付を受けたとき。
- (2) 補助金を他の用途に使用したとき。
- (3) その他、町長が不相当と認めるとき。

（補助金の返還）

**第14条** 町長は、補助金の交付決定の取消し又は交付額の変更がある場合において、当該取消し又は交付額の変更に係る部分に関し、既に補助金が交付されているときは、補助事業者に対し、期限を定めて当該補助金の全部又は一部の返還を命ずるものとする。

### 第3章 扶桑町にぎわい創出發信事業交付金

（交付対象者）

**第15条** 扶桑町にぎわい創出發信事業交付金（以下「交付金」という。）の対象者は、第3条に定める事業の補助金交付決定を受けた者のうち次に定めるとおりとする。

- (1) 発信型a 創出型aの補助事業者
- (2) 発信型b 創出型bの補助事業者

（交付上限額及び算定方法）

**第16条** 交付上限額及び交付金の算定方法は、別表第3のとおりとする。

（交付の申請及び決定）

**第17条** 交付金の交付を受けようとする者は、町長が定める期日までに扶桑町にぎわい創出發信事業交付金交付申請書（様式第16）に関係書類を添えて町長に提出しなければならない。なお、町長は、この交付申請を適当と認めるときは、扶桑町にぎわい創出發信事業交付金交付決定通知書（様式第17）により通知するものとする。

（交付金の請求及び交付）

**第18条** 前条の規定による交付決定を受けた者は、扶桑町にぎわい創出發信事業交付金請求書（様式第18）により、町長に交付金の交付請求をするものとする。

- 2 町長は、前条に規定する請求を受けたときは、速やかに交付金を交付するものとする。

### 第4章 雑則

（委任）

**第19条** この要綱に定めるもののほか必要な事項は、町長が別に定める。

### 附 則

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。

### 附 則

- 1 この要綱は、令和7年2月1日から施行する。
- 2 この要綱の施行の際、この要綱の施行の日前に第8条の規定に基づく補助金の交付決定を受けた事業については、なお従前の例による。

別表第 1 (第 4 条関係)

	<補助区分>	<補助割合>	<補助上限額>
補助 金額	創出型 a	補助対象経費の 8 / 10	240万円
	創出型 b	補助対象経費の 8 / 10	80万円
	創出型 c	補助対象経費の 10 / 10	50万円

別表第 2 (第 6 条関係)

	<経費区分>	<内容>
補助 対象 経費	謝礼	講師謝礼、出演料
	消耗品費	事務用品、消耗品、材料費
	印刷製本費	コピー代、チラシ及びパンフレット等印刷費
	使用料及び賃借料	会場使用料、資機材及びレンタカー等の借上料、駐車場使用料
	委託料	委託料、会場警備費等
	広告宣伝費	新聞 (チラシの折込を含む) 、インターネット等広告媒体にて宣伝する費用
	食糧費	イベント従事者の食料及び飲料費 (イベント当日に限る。酒類は対象外)
	役務費	機材等の保険、その他イベントに関する損害保険料、クリーニング代、振込手数料、通信運搬費 (切手、郵便料等)
	その他町が認める経費	上記以外の経費が想定される場合は、必ず事前に相談すること。

<備考> 以下のものは補助対象外とする。

- ・ 上記経費のうち、団体等の運営又は事業所の経営の日常事務に要する経費
- ・ 委託料の合計が事業費全体の 1 / 2 を超える場合、当該委託料全額

別表第 3 (第 16 条関係)

<交付上限額>

事業区分	交付上限額
発信型 a	60万円

発信型b	20万円
------	------

< 交付金算定方法 >

投稿に対する表示回数等 (件)	発信型 a	発信型 b
6万～	60万円	—
5.5万～	55万円	—
5万～	50万円	—
4.5万～	45万円	—
4万～	40万円	—
3.5万～	35万円	—
3万～	30万円	—
2.5万～	25万円	—
2万～	20万円	20万円
1.5万～	15万円	15万円
1万～	10万円	10万円
5千～	5万円	5万円

※計測方法及び条件については、町長が別に定める。

様式第 1 (第 7 条関係)

年 月 日

扶桑町長 様

申請者 住 所  
団体名  
(事業所名)  
代表者氏名  
電 話

扶桑町にぎわい創出事業補助金交付申請書

下記のとおり事業を行いたいので、扶桑町にぎわい創出事業補助金等交付要  
綱第 7 条の規定により、下記のとおり補助金 円を交付されるよ  
う申請します。

記

- 1 事業名称 【 】
- 2 事業内容 事業実施計画書のとおり
- 3 事業実施予定日 年 月 日 ( )
- 4 補助区分 創出型 a ・ 創出型 b ・ 創出型 c
- 5 添付資料 (1) 事業実施計画書 (様式第 2)  
(2) 収支予算書 (様式第 3)  
(3) 会場見取図等  
(4) 団体等構成員名簿 (様式第 4)  
(5) その他町長が必要と認める書類



### 3. 事業内容

#### (1) 事業名

【

#### (2) 期待される効果・目標

#### (3) 事業概要

#### (4) 具体的な事業内容

ア. 実施場所：

イ. 目標動員数： 名

※来場者、出展者、出演者、関係者をすべて含む。

ウ. 実施予定年月日： 年 月 日

#### (5) 安全対策

#### (6) 雨天時対応

#### (7) 出展・出演予定団体等



様式第3 (第7条関係)

収 支 予 算 書

(1) 収入

収入項目	予算額
扶桑町にぎわい創出事業補助金	

(2) 支出

支出項目	支出内容・数量等	予算額
合計		

※補助対象経費のみ記入してください。

※支出項目は別表第2の補助対象経費の経費区分を参照してください。



様式第5 (第8条関係)

第 号  
年 月 日

様

扶桑町長 印

扶桑町にぎわい創出事業補助金交付決定通知書

年 月 日付けで交付申請のあった、扶桑町にぎわい創出事業補助金については、扶桑町にぎわい創出事業補助金等交付要綱第8条の規定により、下記のとおり交付することに決定しましたので通知します。

記

- 1 補助金交付決定番号 第 号
- 2 補助金交付決定額 金 円
- 3 その他

- (1) この交付決定の通知を受けた日の翌日から起算して30日以内又は事業実施日のいずれか早い日までに、扶桑町にぎわい創出事業補助金事業着手届(様式第8)を提出してください。
- (2) 補助金交付申請書の内容を変更又は中止しようとするときは、扶桑町にぎわい創出事業補助金計画変更・中止承認申請書(様式第9)を提出してください。
- (3) 補助事業が完了した日若しくは町長が別に定める日の翌日から起算して30日以内又は当該年度の3月10日(創出型〇は3月31日)のいずれか早い日までに、扶桑町にぎわい創出事業補助金実績報告書(様式第11)等を提出してください。

様式第6（第8条関係）

第 号  
年 月 日

様

扶桑町長 印

扶桑町にぎわい創出事業補助金不交付決定通知書

年 月 日付けで交付申請のあった、扶桑町にぎわい創出事業補助金については、扶桑町にぎわい創出事業補助金等交付要綱第8条の規定により、下記のとおり交付しないことに決定しましたので通知します。

記

- 1 申請者氏名
- 2 不交付の理由

様式第7 (第8条関係)

年 月 日

扶桑町長 様

申請者 住 所  
団体名  
(事業所名)  
代表者氏名  
電 話

印

扶桑町にぎわい創出事業補助金前払請求書

年 月 日付けで交付決定を受けた、扶桑町にぎわい創出事業補助金について、扶桑町にぎわい創出事業補助金等交付要綱第8条の規定により、下記のとおり請求します。

記

1 補助金請求額 金 円 (交付決定額×2/10)

2 振込先

金融機関名	銀行 金庫 農協 店						
種 別	普通 ・ 当座						
口座番号							
(ふりがな) 口座名義人							

様式第8（第9条関係）

年 月 日

扶桑町長 様

申請者 住 所  
団体名  
(事業所名)  
代表者氏名  
電 話

扶桑町にぎわい創出事業補助金事業着手届

扶桑町にぎわい創出事業補助金等交付要綱第9条の規定により、次のとおり事業着手届を提出します。

- 1 補助金交付決定番号 第 号（ 年 月 日付け）
- 2 事業名称
- 3 事業実施場所
- 4 事業実施日 年 月 日

※補助金の交付決定の通知を受けた日の翌日から起算して30日以内又は事業実施日のいずれか早い日までに事業着手届の提出がない場合は、補助金交付申請を取り下げたものとみなしますのでご注意ください。

様式第9 (第10条関係)

年 月 日

扶桑町長 様

申請者 住 所  
団体名  
(事業所名)  
代表者氏名  
電 話

扶桑町にぎわい創出事業補助金計画変更・中止承認申請書

扶桑町にぎわい創出事業補助金等交付要綱第10条の規定により、次のとおり補助金交付決定内容の変更・中止の承認を申請します。

- 1 補助金交付決定番号 第 号 ( 年 月 日付け)
- 2 承認を申請する行為 変 更 ・ 中 止
- 3 変更の内容

変更する事項	変 更 前	変 更 後

- 4 変更又は中止の理由

第 号  
年 月 日

様

扶 桑 町 長 印

扶桑町にぎわい創出事業補助金計画変更・中止承認通知書

年 月 日付で変更・中止承認申請のあった、扶桑町にぎわい創出事業補助金については、扶桑町にぎわい創出事業補助金等交付要綱第10条第2項の規定により、下記のとおり変更・中止を承認することに決定しましたので通知します。

記

- 1 補助金交付決定番号 第 号 ( 年 月 日付)
- 2 補助金交付決定額 金 円
- 3 その他

計画変更の承認を受けた方は、補助事業が完了した日若しくは町長が別に定める日の翌日から起算して30日以内又は当該年度の3月10日(創出型cは3月31日)のいずれか早い日までに、扶桑町にぎわい創出事業補助金実績報告書(様式第11)等を提出してください。



年 月 日

扶桑町長 様

申請者 住 所  
団体名  
(事業所名)  
代表者氏名  
電 話

扶桑町にぎわい創出事業補助金実績報告書

年 月 日付けで交付決定のあった、扶桑町にぎわい創出事業補助金に係る事業が完了したので、扶桑町にぎわい創出事業補助金等交付要綱第11条の規定により、下記のとおり関係書類を添えて報告します。

記

1. 事業名称
2. 事業完了年月日
3. 添付書類
  - (1) 事業実施報告書（様式第12）
  - (2) 収支決算書（様式第13）
  - (3) 会場見取図
  - (4) 事業当日の写真
  - (5) その他町長が必要と認める書類

様式第12 (第11条関係)

事業実施報告書

1. 事業内容

(1) 事業名

【

(2) 事業概要

ア. 実施場所：

イ. 動員人数： 名

※来場者、出展者、出演者、関係者をすべて含む。

ウ. 実施年月日： 年 月 日

(3) 事業詳細

## 収 支 決 算 書

(1) 収入

収入項目	予算額	収入額
扶桑町にぎわい創出事業補助金		

(2) 支出

支出項目	支出内容・数量等	予算額	実績額
合計			
補助対象経費合計 (100円未満切り捨て)			

※補助対象経費のみ記入してください。

※支出項目は別表第2の補助対象経費の経費区分を参照してください。

様式第14 (第12条関係)

第 号  
年 月 日

様

扶 桑 町 長 印

扶桑町にぎわい創出事業補助金交付確定通知書

年 月 日付けで申請のあった、扶桑町にぎわい創出事業補助金について、扶桑町にぎわい創出事業補助金等交付要綱第12条の規定により、下記のとおり交付することに確定したので通知します。

記

1 補助金交付確定額 金 円

様式第15 (第12条関係)

年 月 日

扶桑町長 様

申請者 住 所  
団体名  
(事業所名)  
代表者氏名  
電 話

印

扶桑町にぎわい創出事業補助金請求書

年 月 日付けで確定通知を受けた、扶桑町にぎわい創出事業補助金について、扶桑町にぎわい創出事業補助金等交付要綱第12条の規定により、下記のとおり請求します。

記

1 補助金請求額 金 円 (交付確定額－前払分)

2 振込先

金融機関名	銀行 金庫 農協 店						
種 別	普通 ・ 当座						
口座番号							
(ふりがな) 口座名義人							

年 月 日

扶桑町長 様

申請者 住 所  
団体名  
(事業所名)  
代表者氏名  
電 話

扶桑町にぎわい創出發信事業交付金交付申請書

下記のとおり事業を行いましたので、扶桑町にぎわい創出事業補助金等交付要綱第17条の規定により、下記のとおり交付金 円を交付されるよう申請します。

記

- 1 事業名称 扶桑町にぎわい創出發信事業
- 2 事業内容 SNSによるにぎわい創出事業の情報発信
- 3 事業実施期間 年 月 日 ~ 年 月 日
- 4 事業区分 発信型 a ・ 発信型 b
- 5 添付資料

様式第17 (第17条関係)

第 号  
年 月 日

様

扶 桑 町 長 印

扶桑町にぎわい創出發信事業交付金交付決定通知書

年 月 日付けで交付申請のあった、扶桑町にぎわい創出發信事業交付金については、扶桑町にぎわい創出事業補助金等交付要綱第17条の規定により、下記のとおり交付することに決定しましたので通知します。

記

1 交付金交付決定額 金 円

年 月 日

扶桑町長 様

申請者 住 所  
          団体名  
          (事業所名)  
          代表者氏名  
          電 話  
印

扶桑町にぎわい創出發信事業交付金請求書

年 月 日付けで交付決定を受けた、扶桑町にぎわい創出發信事業交付金について、扶桑町にぎわい創出事業補助金等交付要綱第18条の規定により、下記のとおり請求します。

記

- 1 交付金請求額 金 円  
2 振込先

金融機関名	銀行 金庫 農協	店
種 別	普通	・ 当座
口座番号		
(ふりがな) 口座名義人		